

平成 26 年度第 10 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 27 年 1 月 19 日（月） 午後 7 時 00 分～9 時 00 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

(1) 委 員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 立川都委員
水沼絵里子委員 新倉南委員 長谷川早苗委員 白石京子委員
井尻郁夫委員 柘植宏実委員 斎藤利之委員

(2) 事務局 子ども家庭部長
保育課長
子育て支援課長
子ども家庭部主幹

欠席者の氏名 谷津洋子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について
- 3 保育料（答申案）について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会
・会長

皆さん、こんばんは。非常に寒い中、ご出席いただきましてありがとうございます。
これより平成26年度第10回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。
事務局のほうに〇〇委員が欠席という連絡が入っております。しかし本会議の過半数
を超えておりますので成立しますから、これから会議を開催します。事務局から、議
事次第についてご説明をお願いします。

・事務局

では、私から議事の次第についてご説明させていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご了承願います。本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおり、2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」、3「保育料（答申案）について」、4「その他」でございます。

・会長

ありがとうございます。これから本会議を始めますが、傍聴される希望者はいらっしゃいますか。では、入場をお願いします。

・会長

傍聴の方が席に着いたようですので、資料の確認を事務局のほうからお願いします。

・事務局

それでは、配付資料についてご確認させていただきます。まず、事前配付資料からご確認させていただきます。事前配付させていただきました資料は3点です。1つ目が資料88「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）へのパブリックコメントについて」でございます。2つ目が資料89「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」でございます。3つ目が資料90「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）」でございます。続きまして、当日配付資料につきましてご確認させていただきます。当日配付資料は4点となります。1つ目が資料91-1「市利用者負担額（案）と国基準との比較《2号・3号認定》第1案」でございます。2つ目が資料91-2「市利用者負担額（案）と国基準との比較《2号・3号認定》第2案」でございます。3つ目が資料92-1「教育標準時間認定の子ども（1号認定）の国基準の変更点について」でございます。4つ目が資料92-1の裏面になりますが、資料92-2「1号認定利用者負担額の東久留米市（案）と国基準について」でございます。最後に、本日、参考資料としまして、前回の会議資料、資料86-3「27年度基準表1案、2案の場合の変動」につきまして机上配付させていただいております。資料の確認については以上でございます。

・会長

ありがとうございます。皆さんのところに資料の不足はございませんか。もし、ありましたら挙手でお願いします。よろしいですか。

2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

・会長

それでは、次第の2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」のご説明をお願いしたいと思います。

・事務局

それでは、これより次第の2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」ご説明をさせていただきます。資料の88と89、90を用いて説明をさせていただきます。

まず、資料88でございます。こちらが「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）へのパブリックコメントについて」で、昨年12月1日から22日まで行われました、この事業計画の素案へのパブリックコメントについての資料でございます。ご意見をいただいた方の人数としましては91人、そして事務局のほうで分類をさせていただいた、そのご意見の件数としましては406件ということになっております。一番表（おもて）の表でございますけれども、「事業計画」というところで項目がございます。上から「ニーズ調査」、「教育・保育および子ども・子育て支援事業の提供区域の設定」、「幼児期の教育・保育」、「利用者支援事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「病児保育事業」、「放課後児童健全育成事業」、「計画全般」ということで、それぞれ事務局のほうでこれに対するご意見の細分化をして、一番上にその件数を表記させていただいているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、左側、こちらは「その他」ということで、今回の事業計画の記載事項のところには直接記載がございませんけれども関わる部分としまして、項目のところ「保育所」、「学童保育所」、「児童館」、「新制度説明会」、「その他」ということで、それぞれ先ほど同様細分化してご意見の分類をさせていただき、右側に件数を表記させていただいているものでございます。

次に、今の見開きの左のページ、1ページから20ページまでは東久留米市子ども・子育て支援事業計画の素案に対するパブリックコメントのご意見と市の考え方ということで、左側にご意見の番号、項目、それからご意見の概要、右側にご意見に対する市の考え方をすべて表記させていただいたものでございます。なお、このご意見の概要につきましては、先日、先だって委員の方にはメール等で送付をさせていただいた資料と同様のものとなっております。資料88については以上でございます。

続きまして、資料89「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」という1枚の資料でございます。こちらは資料90「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）」とセットでご覧いただきたいところでございますが、今回のパブリックコメントを踏まえた上で、また事務局のほうで精査をさせていただき、パブリックコメントの素案として提出したものについて修正がかかっている部分を一覧にしたものが資料89でございます。

ポイントを抜粋してご説明させていただきますと、まず資料90の1ページをご覧いただきたいのですが、1ページの中段の「合計特殊出生率」の表のところの表記をわかりやすく変えさせていただいたということでございます。次に8ページをご覧いただきたいのですが、8ページの下から10行目ぐらいですか、こちらの「就学前児童調査」のところに「対象：市内に居住する0歳～就学前の子どもを持つ保護者2,000人」のところに、パブリックコメントにもご意見がありましたけれども、就学前児童のニーズ調査などに対象母数を載せたらいかかという意見がございましたので、当時の平成25年9月時点における5,537人という対象の人数を記載させていただいたもので

す。続きまして、19 ページをご覧くださいなのですが、こちらは表記をわかりやすくということで中段のところの文言を修正させていただいております。過去のこの会議における議事録等から修正させていただいております。続きまして、28 ページをご覧ください。(9) 一時預かり事業の「事業の内容」の部分、こちらは以前、委員の方よりご提案いただいた部分につきまして、さらに一部文言を修正させていただいたところです。続きまして、30 ページをご覧ください。30 ページの中段、放課後児童健全育成事業(学童保育)の「今後の方向性」の部分のところに、パブリックコメント等の意見を踏まえまして内容を充実させていただいたところです。基本的にはこの事業計画につきましては、ニーズ調査に基づく量の見込み、それに対応する確保方策を、計画期間である平成 27 年度から平成 31 年度までの目標を記載しているところがございますけれども、学童保育所に関わる、例えば設備に関するものとか入所基準などがご質問に挙がっておりましたので、その部分をこちらに表記をさせていただいたところがございます。続きまして、35 ページをご覧ください。35 ページの「具体的な事業」の表の一番下のところに、「学童保育所への障害児受け入れ」をパブリックコメントのご意見等を踏まえまして「具体的な事業」に追加させていただいたところです。最後、38 ページをご覧ください。38 ページにつきましては、表記をわかりやすくするために文言修正をさせていただいた部分でございます。中段の部分でございます。次第 2 の「子ども・子育て支援事業計画(答申案)について」の資料の説明は以上でございます。

・会長

ただいま事務局より資料に基づきまして、資料 88、89、90 についてパブリックコメントに基づいて修正・補強等がご説明されました。この点につき何かご質問・ご意見はございますか。もし、ある方は挙手でお願いしたいと思います。

・委員

学童のことです。パブリックコメントを見てみたら、6 年生まで拡大するということがなかなか知られていないということがあり、私も今、周りに、娘が 2 年と 4 年なんですけれども、「えっ、6 年生まで」みたいな、「3 年までだよ」みたいなことをとても多く聞きます。12 月 1 日の学童保育所の入所申込書のことについて広報が載っていて、今まではきちんと 1 年生から 3 年生というように、「新年度に新 1 年から新 3 年」という書き方だったのですけれども、今回はさらりと「小学生で」という表現と、一応下のほうに「入所の決定は 1 年生から 3 年生のお子さんを優先して、小学 4 年生以上の児童は障害があるお子さんを優先的に入所」という記載だけで、この「6 年生までだ」ということがなかなか伝わっていないままでスタートしているかなと思います。

学校側からも何も特に連絡もないし、「一体どこに書いてあるの」みたいな話がとても来ます。そして、そのことが保護者の不安になり、パブリックコメントの数字を見て、自分の学童が定員をオーバーする学童の保護者は一体どうなるのだろうということで、具体的には待機になるのではないかとということでも不安があり、かなり見

切り発車的な面が否めないかなと思っていて、とても不安に保護者が思っていることが、このパブリックコメントの一つひとつのところから感じられます。

直接事業計画のことうんぬんというよりも、事業計画を進めていくその前段のところでもう少し丁寧な宣伝が必要だったのではないかと思います。例えば学校だよりに「6年生まで拡大するようになったので問合せをしてください」とか「何かあったら申込みに来てください」というようなことがあってもよかったのではないかと思います。

併せて、その障害を持っている子たちが4年生優先というところがすごく保護者は不安で、障害を持っている4年生がいれば、今、1年生で入っているけれども2年生になったら入れないのではないかということが本当にお母さんたちの中で不安で、噂話というか、話し合われているところがあり、そこについてもこのパブリックコメントの回答を見ると、第1優先が1年から3年でみたいな、その次が4年生以上の障害児で、そのあと4年、5年、6年みたいな記載が市の考え方に書いてあって、初めて私もわかったということで説明がかなり足りないのではないかな。そのことがこのパブリックコメントの数になっているのかなと思っています。その辺のことを見切り発車の状況で進めても大丈夫なのかなということをととても不安に思っています。

- ・会長

そのほかに関連するご質問なりご意見はございますか。

- ・委員

併せて、今回、入所申込書、うちは娘が4年生なので5年生以降も行きたいのかということ相談して申請をしたのですけれども、その申請の窓口でもちょっとお話をしたのですけれども、下の欄に「食物アレルギーがあるかないか。就学支援シートを出したかどうか。障害があるかどうか。疾病があるかどうか」という欄が、その上に「有無を必ずご記入ください」という表記があって、えっと思い、まだ入るかどうかわからない段階で聞かれるのだとか、あと、就学支援シートがどうして聞かれるのだとか。過去の入所の申込書を見ると右にやはり同じ表記があって、入所してからたぶん保護者のほうから「こういうことをお願いします」ということでチェックするような表があったのですけれども、今回は「必ずご記入ください」ということで、障害があるかどうか、○をつけるというのは、すごくいろいろな保護者がいるので、私もドキッとて、一応なぜ書かなければいけないのですかということがあったので、その辺ももう少し、たぶん4年生以上のことを優先するというので、そういう形になったのだろうかとは思いますが、きっと悪意はないのかもしれないと思いますが、かなりナーバスな問題で、東久留米の申請書にそういう記載があるというのはちょっとどうかなと思うので、その辺のことも今後、今回はそういう形で出てしまっているのですけれども、配慮が必要なのかなと思いました。

一方、ちょっと勘ぐりですけど、絶対に入りたいお母さんはあそこで「障害」に○とかしているのではないかと、その辺も、何をもって障害なのかということがはっきりわからなくて、このパブリックコメントを見て「ホームページのほうに入所基準

が載っています」ということで、入所基準があるんだということに気づき、そのホームページを見たら、26年12月1日に制定されていて、こういうふうになってみたいになっていることが私も初めてわかり、窓口に行けば説明を聞けば説明を受けられるみたいだったのですけれども、事前のものがやはり足りないのかな。すごくいろいろな事業のことが進んで忙しかったのかなと思うのですが、やはり子育てにやさしい東久留米だと私は思っていたし、障害を持っている子どもたちにもすごく手厚くやさしいまちだと思っていたので、そこについてはぜひ対応等を検討していただきたいと思う点がありました。ですので、例えば4年生以上で入りたい場合、理由を書いてくださいみたいなことがあれば、こういう訳だからとかいうふうにも書くこともできると思うので、その辺もちょっとドキッとする書類だったので、ぜひ検討していただきたいと思いました。

・会長

今のご意見と申しましょうか、この事業計画の本体のほうの、具体的に例えばどこにご意見があるのか、今はかなり事務的な手続きの問題だと思うのですね、この計画が決まったあとの。その事務的な手続きの問題、やり方の問題と、今回は答申案をまとめなければいけない時点ですので、まず答申案の基本的なことを抑えておいて、それから手続きの問題というふうに分けて発言していただいたほうが説明しやすいと思いますが、どうでしょうか。

・事務局

学童の事務手続きの関係でございます。学年拡大につきましては東部・中部・西部という形で説明会を開催させていただいて、その中でも学童に関してのご質問があり、その中で決まった部分についてはお答えをさせていただいておりますし、年齢が拡大することも一緒にお話をさせていただいております。その段階でも当面、まだ細かいことは決まっていなかった部分ではありますけれども、低学年を優先にという話もさせていただいております。

また、今の申請書の問題ですが、アレルギーなどについては従来も記載する部分がありましたし、その部分につきましては最近いろいろなものアレルギーのお子さんがいらっしゃいますので、その辺は事前に確認をしておいたほうが良いということで、そういう欄を設けております。それから、職員の研修においてもエピペンの研修とかアレルギー関係、そういうものも含めてしておりますので、十分お子さんに対応していきたいという思いでそういう欄を設けたということでもありますので、その辺ご理解をいただければと思います。

現在入っているお子さんについては、現3年生も入っていらっしゃいますので、現在の3年生については4年生以上になるということで学童保育の中で新年度も申込書の部分についても対応させていただいております。ただ、在校生の4年生以上の各校にということは、当然チラシを配布しておりませんが、制度が変わる段階には校長会にお邪魔をして、校長先生の校長会が役所の中で定例の会議がありますので、その中で新年度におきましては6年生まで拡大していくということも校長会の中でご説明を

させていただいております。

・委員

前回、このパブコメの前の案でもちょっとお話しさせていただいたのですが、いろいろ連合会の中でも意見を聞いた中で非常にわかりにくい、と。だいたい量の見込み、確保方策であれ、何人ということはわかるのですが、例えば今回私たちが話し合ってきた小規模保育とか家庭的保育の基準案を出してきましたが、でも実際にこれがどれだけ増えるのかとか、そういう部分が、恐らくこれで見えていくとこんなに増えないわけですね。施設とかそういう部分に関しては、例えば小規模保育は実際にこれだけ増やしますよとか、家庭的保育はこれだけ増やしますよとか、それが具体的ではないわけですね、計画の中では。そういう部分が非常に見えにくい。そういうところでちょっと残念かなと思っています。

〇〇委員も言っていたみたいに、やはりちゃんと読み込んでいかないと内容がわかりにくい。すいません、いろいろ事務局のほうでも頑張って作っていただいたと思うのですが、ちょっと事業計画としてはわかりにくいかな。国のほうに合わせて作ったのでしょうか、むしろ僕としては次世代育成支援後期行動計画のほうは何年度にこれだけやりますよということが明確になっていてわかりやすかったのではないかなと思っています。ですが、今からこれをそのように変えてくださいとは言いませんが、今の〇〇委員が言っていたみたいに、やはりいろいろ利用する方々に関してはわかりにくいところ、見えにくいところ、そういう部分がいっぱいあると思うのです。

特に学童保育に関しては、〇〇委員も言っていたみたいに6年生まで拡大される、だけでも実際、例えば来年度の4年生以降6年生に関しては3月中旬にならないと確定しませんよというお手紙が来ましたね、市から。それに関して不安を感じている方もいらっしゃるわけですよ。6年生まで拡大した、では利用できるのかと言えば、そういうお手紙も来る。本当にできるのかという部分もある。そういう部分では、今回この答申案が案ではなくて答申として出されたときには、やはり新年度に入るまでに、すいません、この内容とはまた違うかもしれませんが、市が本当に利用者に対して、不安を抱かないように、本当に理解を求めるような部分であるならば、説明会なりそういうものはぜひ開催していただきたいと強く思います。

・事務局

今の〇〇委員のご意見のところでございますが、前段の「次世代」との比較ということで、今回のこの事業計画につきましては子ども・子育て支援法に基づく法定計画という中で、これまでずっと積み重ねてきた議論を踏まえて量の見込み、これはニーズ調査から出ておりますので、これに対してきちんと1年単位における数値の確保の内容を記載させているところでございます。パブリックコメントの市側の考え方でも記載させていただいているとおり、こちらには多様なニーズに応えられる認可保育所だけではなく、民間から提供されるさまざまな保育サービスを生かしながら進めてまいります。現時点において具体的な施設整備計画を明記するという事は考えておりませんということで、事前もこの会議でご意見をいただいた中で平成27年度につきま

しては一定程度具体的なお話もできるということをお話ししたと思いますけれども、その後の28年度以降につきましては、そのような形でご理解をいただきたいと思っていますところでは。

説明会につきましてですけれども、これも以前からご要望をいただきながら、この会議でもお話しさせていただいているところがございますが、まずは、この子ども・子育て会議が法定の事業計画における意見聴取の場ということで設定されていることと、また、今回、東久留米市の子ども・子育て支援事業計画の素案のパブリックコメントも実施していく中で決定していくというものがございますので、現時点においてこの事業計画に関して説明会等は事務局のほうでは考えておらないところがございます。

・委員

この事業計画の文言をどうこうは言わないのですが、本当に何も知らされていない市民の方が例えば24ページの「時間外保育事業（延長保育事業）、2号認定または3号認定を受けた子どもが」という、たしかにこの文章は平たく書いてあるのですが、今まで保育園に預けていた人や今回申込んだ人などは「あ、そうなんだ。今までは開いている11時間の間、勤務証明を出せば、保育短時間や保育長時間なんてというものは存在しなかったのに、今度からはそうやって自分の働く時間で分けられて、保育短時間だと超えたら延長料金を払う。その延長保育事業」ということなのか。やはり本当に実際利用する人がわかりやすいような、この事業計画とは別のものがひょっとしたら必要かもしれない。その場に至って保育課に申込みに行って初めて知るというのではあまりに厳しいものがあって、0歳、1歳、2歳で、そのうち預けて働こうかなという人にとっては、8時半から6時半までの範囲の中に入っていれば、自分のうちは保育短時間で、そこから超えればまた延長料金が生じるんだというような、そういうのが見えてこないのは、事業計画は仕方がないというふうに今まであれこれ言ってもそういうふうにおっしゃるので、それは仕方がないのですが、でも利用する方たちにとって決まっている範囲でわかりやすい説明が絶対に必要かと思われま。

28ページの一時預かり事業についても、やはりきっと国も何も決まっていなくて、国が決まっていなければ市のほうも決められないのかもしれませんが、いろいろな考え方ができるのがこの中に入っておりまして、それについてもやはり幼稚園、幼稚園というのは満3歳にならないと利用できない場所ですけれども、考えようによったら2歳代の間にこの一時預かり事業として園児ではない子も預かってくれるんだとか。この文章を見る限りはピンと来ない方がたくさんいるので、事業計画はスタートするのにもう今更こんなところは変えていけないというのであれば了解いたしますが、もっと市のほうには説明責任が私はあると思いますので、利用者の側に立った、そしてまた事業所の側に立っても、これでは何か訳のわからないまま何でもやっていかなければならない。どういう選択をすれば子育て支援ができるのかということも見えてこないような状況になっていますので、くれぐれも、この会議で意見を言う内容ではないかもしれないけれども、先のことを考えると、それはぜひとも考えていただきたい。ここの行間に漏れたものを全部わかりやすく説明していただける場所だけではなく、

人はしゃべると消えていきますから、右から左に抜けていかないようにきちんとした資料の形で皆さんに、市民の方にご提示いただきたいかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

・会長

たしかに制度が4月からいろいろなところで変わりますから、事業者にとって、あるいは保護者にとっても、そういう意味で制度が変わったことについては本計画を作った上でかなり丁寧な説明がこれからはいろいろ大事になってくるだろうと思います。ちょうど今3月4月は保育園の場合もいろいろ動く時期ですので、幼稚園の場合も恐らくそうだと思います。その点、これから事務局のほうでどういうことをされるのかということも含めて少しお願いできますか。

・事務局

ただいま〇〇委員からお話がありましたところですが、たしかに新しい制度が始まるにあたって現在も市の広報やホームページ等で一定程度のご案内をしているところがございますが、新たな決まった事項等を含め、例えば今度、利用者支援事業というものが新規の事業として予定されているところがございますけれども、それらを含めまして市民の方それから事業者の方に資料やホームページ、パンフレット等を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

・委員

やはり広報に「6年生まで拡大」という小見出しがぜひあってほしかったです。説明会で伝えたということでありませけれども、説明会に出た人は学童関係の本当に一部だと思うし、市の広報というのは皆さんに伝える大事な大事なツールの一つだと思うので、なぜここに大きく変わるということをしっかり明記されなかったのかなと思います。「6年生まで拡大」という言葉は学童の申請書をももらったときのこの紙にしか書いてなくて、「いや、対象は小学生」と書いてあるのではないかというふうに説明はあるのですが、そうではなくて「6年生まで拡大」だということをやはり強調してほしかったことと、校長会にお邪魔して伝えたという話で学校関係者の先生に聞いたら、「何か、校長先生からお話を聞いたよ」という学校と、「全然知らない」という担任の先生とで温度差があり、たぶんその校長会で「ぜひ保護者にそのことを周知してください」という一言があれば、学級通信に載せるなり何なりとか、いろいろなすべがあったのかなと思っています。まだ、いまだに拡大したことを知らないで、「えっ、そうなの」みたいな状況なので、この事業計画ではそういうことになっているので、そのところを、勘ぐるわけじゃないのですけれども、伝えようということがあれば広報に「6年生まで拡大」という表現のほうが、おおっということによって皆さんに伝わったのではないかと思います。

それから、質問ですが、パブリックコメントの3ページのNo.13の右の「市の考え方」のほうの③④、上から6行目ぐらい、「6年生まで拡大したことを知りませんでした」という質問に対して、「パンフレットや新制度実施に伴う市民説明会」、この市民説明

会というのはこの前言った東部・中部・西部でやった3ヶ所で、このパンフレットというのは具体的に、学童が拡大するパンフレットというのはどこだったのかな。あ、これですか。これは説明会のときに配ったものですよ、いただいたもので……。

・事務局

国が作った『なるほどBOOK』の資料につきましては、市の子ども・子育て関連施設には置いてあるものと、それから先ほどの説明会のところでコピーの部分ですけれども、こちらを使わせていただき、また、例えば幼稚園や保育園での説明会についても、この資料については使用させていただいているところです。

・委員

わかりました。パンフレットって、何か「学童」のことが載っているというのは、どこかで配られたのか。今、このコメントの回答を見るとそうなのかなと思ったのですが、今の話を聞くと子育てのこれということで、そう考えると、やはり学校との連携が難しいのかなと、学校を通してこういうものを配ったりとか、学校を通して、本当に学校だよりに一言載せてくださいというのが、一番周知徹底するのになと思ったのだけでも。そこがもしかして教育委員会とのコミュニケーションの難しさがあるのかなと思ったのですけれども。ぜひわかりやすく、市民にやさしいというスタンスで貫いてほしいと思います。

・事務局

ちょっと補足といいますか、学校との関係ですが、この子ども・子育て会議でも周知をしたのは、まずニーズ調査の悉皆調査ということで先ほど担当課長が校長会などで、今回こういう趣旨で校長先生方に悉皆調査の部分も含めてお願いをしたことがあります。ただ、委員がおっしゃるように、そういうところで私たちも教育委員会とは十分な連携を取っているのですが、例えば学校にお願いをして学校だよりから周知をするということは確かに伝えてはいないのですよ。ただ、委員がおっしゃったようにはいろいろな手段といいますか、いろいろな方法を含めていろいろな周知の仕方というのも今後、ご意見を参考にさせていただきながら考えていきたいとは思っています。

・会長

この事業計画の作成にあたってニーズ調査に基づいているということと、それからそれに基づいて、ここの委員会が15回ぐらい、いろいろな意見を含めて議論というか検討を積み重ねてきた。それから、パブリックコメントにより市民のいろいろな意見を伺いながらということで、とりあえずまとめたという形になっていますので、先ほどから申し上げていますように、この計画案を、答申案をここで確認させていただいて、それで正式な東久留米市子ども・子育て支援事業計画ということで発表していただく。もちろん先ほどから事務局のほうからも、皆さんも出されましたように、制度が新しく変わったばかりですので、まだまだ市民の中に徹底するということは必ずしも十分行き届いていないと思います。これは恐らく、これから我々も含めて皆さんと共有し

ながらきちんと市民一人ひとりに理解していただくように丁寧に説明していくということで、この初年度を乗り切って、いろいろな意見を反映した形での実施が4月以降スタートできればよろしいのではないかと思いますので、できれば、ここで確認をしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。この次には保育料問題も入ってきますので、どうでしょうか。

・委員

計画の30ページのところです。27年度に明らかに△がついているところがあり、そうすると今の時点で「提供体制の確保を目指します」ということで、具体的にどここの空き教室という話の説明があっただけお願いしているということなのですが、具体的にどこそこ小学校は定員オーバーしそうなのでどこそこの教室を学童にするという具体的なことが今の時点で決まっていなくて、△がついている学童があるということは、待機が免れない状況であり、そこも再三先ほどからお話をしているように、いろいろなことが準備がしっかりできないでスタートせざるを得ない状況なのかな。△がついて対策ができていない状況の事業計画を出すという、なので、どうなのかな、と。私は個人的に6年生まで拡大してほしいけれども、順次とか準備ができてからでないと本当に提供できないから、でもやらなければいけないという、そのせめぎ合いで、ただ清瀬のほうの学童の話の話を聞いたら、「全然、そんな6年生の話、いまだに聞いていない」ということだったので区市町村で差があるのかなと思ったのですが、これは、そういう事業計画でいいのかな。待機が出るって、確保の対策は具体的にできていないという計画ですということなのかなということが、とても不安です。

・事務局

今の学童の関係ですが、もう一度振り返ってみますと、やはり先ほど来出たニーズ調査を基にということで、いろいろな学校の児童推計とかそういうことも含めながら、最終的にはこの会議で量の見込みに対して確保方策ということでご提示をしたものを了承しながら進めてきたわけですね。そここのところのいわゆる△がついている部分というのは、この事業計画上は、ちょっと改めて確認しますと、27年度は現状のままになっているのですが、28年度には今申し上げたような確保方策として、学校との連携協力を基に余裕教室などを活用した取組ということでお示しをしていくわけなんです。ただ、私たちも教育委員会と連携を密にしながら、できるだけ取組として必ずしも別に28年度になってからなんてことは毛頭考えているわけではなくて、やはりできることはできることとして進めていくという考え方で、現在もその取組に向けて教育委員会といろいろな協議をしていることはあります。今後として、まだ具体的に申し上げられる段階ではありませんけれども、そのような取組としては今も進めていますので、今後、事業計画上は、数字上は28年度で数字が変わっていくわけですが、私たちとしてもそこに向けながらできる取組としては今、進めているということで、まずはご理解をいただければと思っていますところです。

・委員

私も幾つか国とか大学関係でこういう資料を作るのですが、今、再三厳しい意見もたくさんちょうだいしたと思うのですが。私は別に市の味方をするわけでも何でもない、自分も子どもがいる立場ですが。やはりたしかに委員がおっしゃることもよくわかるのですが、我々も情報を取りに行くという努力が必要だと思うのですね。大事なのは情報を取りに行ったときに、市のほうが明確に答えられるかどうか。または、丁寧な回答、もしくはこういう方法があったということで改善するかどうかが重要で、例えば広報に載せたらということも正論だとは思いますが。ただ、もちろん広報の中にはたくさんいろいろな情報を出さなければいけなくて、一方でたくさん情報が入ってしまうと情報が埋もれてしまっていて見えなくなってしまうというケースも、これも否定できないことだと思うのですね。これはどちらかということではないのですが、あるいは新制度がスタートしたときに幾つか直さなければいけない、改善しなければいけない、もっと深く議論しなければいけないということが出てくると思っていますので、まさにそれこそが来年度以降、我々が考えていくべきことであって、今までのように、今回もこのニーズ調査も含めて15回以上の時間を費やして行なってきましたので、我々の立場としては注視して、そういう厳しい意見も含めて市に訴え続けていくということがベースになると思います。つまり、この事業計画自体は非常に、私はベースとしてよくできているというふうに思います。

ですので、我々もこれに甘んじることなく、やはり厳しいところは厳しく各委員の意見を吸い上げていただいて、その結果、現実的にはパブリックコメントの内容も含めて訂正も入ったわけなので、そのあたりは私個人はこのままこの事業計画を進めて、当事者でもありますけれども、進めていけたらと個人的には思っております。

・委員

確認です。この30ページの△のところについて、待機が出てしまうかなという状況である。プラスアルファを入所させるのかとかいう状況になるのか。拡大したときに何年生がどう申請しているかわからないのですけれども、一方少ないところは優先の順番から見ると6年生も入ることができてという状況になっているのかなということで、たぶん保護者はこれを見てかなり不安と動揺を感じているので、私も全然、市のほうと一緒に足並みそろえてやりたいと思っているし、なので、ここは大丈夫なのかなというか、不安を煽る。多めに入れますよみたいな話だったらあれですけど、うちの子はどうなんだろうというのが本音で、お母さんたちが「3年生になっては入れなかったらどうしよう、死活問題で仕事ができない」ということがあるので、それに対して、この事業計画でいいのかな。私はみんなを不安にさせるような事業計画だとまずいのではないかと感じて意見を言っています。

併せて、その広報のことも、せめて一言そこが載っていればという思いがあって、今日ここで発言させていただいています。学校だよりも載っていればという思いがあったので、ここで発言したことで、先ほど、もし次の機会があったときにそれも方法の1つというふうに変えられるように幅が広がってほしいし、そのために私は委員としていろいろな気づいたことを発言していると思っているので、別に批判したり、

どうしたりというのではなくて、より良いものにしたいと思っているので、していませんということです。

戻ると、そうなる、開けてみないとわからないだろうし、数字上の問題だし、そうしたら、あそこの文言でいくと、優先として5年・6年は今年はちょっと泣いてもらいましょうということであれば、1・2・3年の子どもたちがキープできれば大丈夫なのかなということもあるのだけれども。開けてみないとわからないのかな。本当に困って、それで仕事を辞めてしまわなければいけないような保護者が出ないような、27年度に関しては緊急だけど個別の丁寧な対応をぜひして、保護者の信頼を、いい子育てができる東久留米になっていくんだなという、ちょっとにおいがするなみたいな感じの方向に対応をぜひしてもらいたいと思います。

・会長

よろしく申し上げます。それでよろしいですか。それでは、また繰り返しになりますけれども、この間、パブリックコメントも含めていろいろ意見をちょうだいしながらまとめてきましたので、答申案についてここで確認したいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。これで確認していただいたということにいたしますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

・事務局

ありがとうございます。そうしましたら、この子ども・子育て支援事業計画の答申案に向けて取りまとめをいただいたところでございますが、今後の流れとしましては、この資料90、こちらの「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）」の「案」が取れて、こちらが基本的には答申という形で、この東久留米市子ども・子育て会議としての答申になっていきます。そして、答申に向けては会長と副会長の都合もお伺いしながら、こちらの資料90に答申書のかがみがついて市長のほうにご報告いただくという流れを想定しております。なお、その答申の予定日や答申されたものにつきましては、この子ども・子育て会議の委員の方には随時ご報告をさせていただく予定でございます。

3 保育料について

・会長

どうもありがとうございました。それでは次に移らせていただきます。次第の3のほうのご説明をお願いしたいと思います。

・事務局

それでは、引き続きまして次第3「保育料（答申案）について」ご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料86-3、91-1、91-2、92-1、92-2を用いてご説明をさせていただきます。まず、資料91-1でございます。「市利用者負担額(案)と国基準との比較《2号・3号認定》第1案」という資料でございます。こちらにつ

きましては、前回の会議で事務局から案を2つ示させていただいた、1つ目の案。そちらが左側の表に記載をされているものでございます。階層区分としましてはAからD16まで11階層となっております。そして、右側に国基準の8階層の表が記載されております。こちらは横にスライドして対比ができるようになっている資料でございます。続きまして、資料91-2でございます。「市利用者負担額（案）と国基準との比較《2号・3号認定》第2案」というものでございます。こちら先ほどの第1案と同様のレイアウトでございますが、第2案につきましては左側に市の利用者負担額の案を表にさせていただいているものと、右側には同様に国基準が記載されているものでございます。

そして、資料92-1でございます。こちらは少しお時間をちょうだいしてご説明をさせていただきます。基本的には、この資料92-1「教育標準時間認定の子ども（1号認定）国基準（案）の変更点について」というもので、前回のこの会議でお示しさせていただきました、いわゆる1号認定の国基準と市の案というものにつきまして平成27年1月15日、先週の木曜日ですね、この件につきまして国から変更点が示されたところです。変更内容としましては、幼児教育無償化に向けた取組（低所得者世帯への支援）として、1号認定こどもの第2階層に係る国が定める水準につきまして、以前から国の案としてお示しさせていただいたところの第2階層の案の9,100円が3,000円に変更になるということで国から連絡があったものでございます。「その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限基準は下記の右表となる」というところで、中段に表を記載させていただいているというところです。矢印の左側は、以前のこの会議でもお示しさせていただきました1号認定の国の基準の案でございます。矢印の右側は今回変更された国基準の案でございます。上から2番目の階層の「市民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）」という、金額にしますと9,100円のところが変更後は3,000円となっております。また、下のほうに表が2つございます。その上の表は「国基準（案）変更前」、下の表は「国基準（案）変更後」ということで、先ほどご説明させていただきました、9,100円が3,000円に変更になるにあたり、こちらの第2階層「市民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）」と第3階層「市民税所得割額77,100円以下世帯」の利用者負担額につきまして、9,100円の部分が3,000円に変更になったという変更点のご説明でございます。

こちらにつきましては、資料の裏面に資料92-2がございます。「1号認定利用者負担額の東久留米市（答申案）と国基準について」というものでございます。これが前回の会議でもご説明させていただいた中で、いわゆる1号認定の答申案のイメージということで資料とさせていただいているものです。先ほどの国の基準の改正の第2階層が9,100円から3,000円になったものが反映されておるものでございます。備考が中段にございます。1としまして「東久留米市の1号認定利用者負担額は国基準どおりとする」。2としまして「世帯内に年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、第2子の利用者負担額は半額とする」、3としまして「世帯内に年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが3人以上いる場合、第3子以降は利用者負担額を無料とする」。この2と3につきましては現行と変更はございません。また4についても変更はないのですけれども、もともと国基準として、ここで初めて示された

ものでございますので、先ほどの資料 92-1 の下段の変更後の部分をこちらに記載させていただきます。

そして、最後の資料 86-3 でございますが、こちらは前回の会議でお示しさせていただきました「27 年度基準表 1 案、2 案の場合の変動」の表となっており、前回の会議でお示したものと同一のものでございます。再度こちらの変動の表についてご説明をさせていただきますと、左側には 26 年度の階層が記載されております。D 1 から D 16 ということで 16 階層でございます。これが平成 26 年度の現在の階層区分でございます。そして、その 1 つ右の列に「対象数」ということで、こちらも以前説明させていただいたとおり、全体で概ね 1,400 人程度いらっしゃる中の 236 件を各階層ごとに無作為で抽出してシミュレーションを行なった対象数が記載されております。そして、階層変動幅のところでございますが、-、±0、それから+の表記がされておまして、具体的には D の階層の平成 26 年度の階層から、この 1 案、2 案それぞれに対しシミュレーションを行なった結果、どのような動きをするかという+・-の表記でございます。そして、その右のところ「27 年度階層（1 案）年少扶養なし」、「27 年度階層（2 案）年少扶養 2 名を考慮」というところで、それぞれ先ほどの階層の変動における人数をそのまま載せているのがこの表でございます。この表につきましては前回の表と変更はございません。この次第 3 「保育料（答申案）について」の資料につきまして説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございました。それでは、この保育料についてのご説明を今受けましたが、ご質問ご意見はございませんか。

・委員

まだ 1 案、2 案どちらかということではなくて、どちらかの案になったときに、これは 4 月 1 日、今年の 4 月 1 日からこれで 1 年間通してこの金額になるのか。というのは、23 区内の中では、例えば 9 月 1 日かどこかでいったん前年度の市民税所得割額を対象に年度途中で変わるというやり方のあるところがあるのですね、区として。東久留米市としてはこの 4 月 1 日からこの金額、どちらかまだわかりませんが、それが来年 3 月までこれでやっていくのか。年度途中で変わるということも考えているのか。それをお伺いしたいのですが。

・事務局

この検討のあとに子ども・子育て支援新制度におけます適正な利用者負担の在り方について検討していただくということは従前からお話しさせていただいているところです。その施行がされるまでは、この表で保育料は請求することになります。今、9 月に保育料が変わると区のほうでは説明があったというお話ですが、今回、保育料の根拠となります税が所得税から住民税になりましたということで、所得税については皆さんサラリーマンの方は源泉徴収票をもらっていると思うのですが、1 月の段階で源泉徴収票をもらうことで、その税というのはある程度見えてくるのですが、

住民税につきましては各区市町村6月の中旬ぐらいに税が確定することになります。したがって、今後本市におきましても、今回1案、2案で示しています住民税を根拠の税とさせていただけるならば、8月までの保育料につきましては旧年度の住民税に、9月からは当該年度の住民税により階層を決定していくという形なので、この表は9月で変わることはないのですが、所得の状況に応じては8月までの保育料と9月からの保育料というのは変わるということになるというような形です。

・委員

前回お聞きすればよかったです、国のほうにこれは合わせたわけですね、ある意味。所得税から市民税にした国の理由とか狙いとか、そこはなぜこういうふうに変えたのかということと、実際こういう形で変えることでのメリットとかデメリットがもしあるのならば、それをお聞かせ願いたいのですが。

・事務局

まず今回、保育のほうはこれまで所得税で保育料を決定してきたのですが、これが新制度は住民税という形で、なぜ住民税が採用されたかといいますと、1号認定者の保育料、その中で差し引いています就園奨励費というものがあります。こちらについてはこれまでも住民税で判定していたので、そこに合わせた。いわゆる1号・2号・3号の保育料全般を統一化するために、保育園のほうの保育料を所得税から住民税という形に変えたということで、私らは考えているところです。これについてのメリットとデメリットですが、まずメリットとしては1号認定の方々が住民税を保育料の算定根拠の税としていますので、これで統一化が図れるということがひとつ挙げられます。一方デメリットとして、今まで所得税でやっていたのが住民税になりますので、保育料の決定の方法でありますとか、今さっき〇〇委員からありましたように今まで年度切替え、そういったことが保育園の保育料についてはなかったものがそういうものが発生するとか。住民税と所得税の算出の方法が違ふことによって、同じ所得であっても、資料86-3でお示ししているとおり、所得税階層と住民税階層がある程度モデルケースで影響がないようにしても多少の差が出てしまうということが挙げられるかと思えます。

・委員

国の案として所得税から市民税になった。これを基にして今回、市のほうとして2つの案を出されていると思うのですが、まずどうしても市民税のほうのやり方にしないといけないものなのか。それに関しては国から「このやり方にしなさいよ」という指導が入っているのか。あるいは、このやり方にしないと、例えば各自治体の保育に関する補助金だとかそういうものがもらえないとか、そういう部分はあるのですか。

・事務局

まず、先ほどメリットのところでもお話ししたとおり、同じ住民税を使うことによって1号認定・2号認定・3号認定の保育料の算定の共通化が図れるので、その整合性、公平性というところは共通の算定ベースを使ったほうがいいと思っているところです。また、保育園については、幼稚園も同じく、施設給付費として支出する際の税の判定資料は、あくまでも住民税でやることとなります。したがって、仮に利用者の保育料は所得税、一方保育園に出す施設給付費、運営費の部分については住民税で計算するといった煩雑さといえますかね、これまでどおりの保育料の計算の所得税を使うとなると、事務上の混乱が生じることにならないかと思っているところです。

私どもとして把握しているところによりますと、26市で所得税を使って今までどおり保育料を計算しようとしている団体は1、2団体だけで、いろいろシステムの関係とかもありますので、本当に実際できるのかどうなのかというのは、把握していないところです。いずれにしても、仮に利用者の方々の保育料を所得税で計算したとしても、事務上は所得税と住民税で両方の税金を把握する必要があるので、利用者の方々にも所得税の証明書類、住民税の証明書類をご提出いただく形になりますし、事務上もその2つの税をいずれも把握しなければいけないという煩雑さは発生するものと考えています。

何よりもやはり1号認定・2号認定・3号認定という形の中、特に2号から1号、1号から2号ということはある程度ありますので、そこで見る税が変わって考え方が変わってしまうとか、例えば1号と3号のごきょうだいがいるときに、1号については幼稚園のほうで住民税を見て保育料を算定し、3号については同じ世帯であっても所得税を見て保育料を判定するという形の不整合というか、そういうことが発生するのではないかと考えています。

・委員

実は今回のパブコメの中でも「保育」のところでも96件の意見があって、このうちの30が保育料についてなんですよね。だいたい皆さんが保育料は値上げしないでくださいという意見が多かったのですよ。実際に議会のほうでも市としては新制度に変わるにあたって、保育料とかそういうことに関してはなるべく値上げとか変動のないようにという答弁をされていたと思います。でも、実際に今回の、この変動に関するデータを見ると、前回の話でだいたい6分の1のサンプルということだったのですが、これが本当に×6ととらえていいのか。全体のデータを見たときに実際どうなのかという部分もあるのですが、少なくともこの値上げされる、3階層とか4階層上がる方もいらっしゃるとか、いろいろな方がいらっしゃるわけですよね。そういう部分のところで、本当にこれはどうなのかな、と。

僕はちょっと実際気になるところで、ほかの自治体はどうなのかなというところで、僕が知っているところでは例えば墨田区などでは来年度は現行どおり、その後5年間は値上げとか保育料を検討していくというやり方もあったり、あとは世田谷区も現行どおりで値上げはしない。国立市も現行どおりだとか、やはり実際に自治体によって

は現行のままでやっていくところもあるわけであって、それは絶対できないわけではないわけじゃないですか。そういうところで新制度に変わる中でいろいろ保護者の方々がどういうふうに変わっていくのかとか、そういう不安もある中で利用料もどういふふうに変わっていくのかという部分の不安ももちろんあると思うので、そういうところで、まず本当に現行どおりでできないものなのかどうかというところがまず1つです。

それともう1つは、前々回かそこらで話をさせていただきましたが、今回の子ども・子育て会議とは別かもしれませんが、実際東久留米市のアクションプランの中できちんと保育料と学童保育の利用料については検討する、値上げの部分を含めて検討していく方針を出しているわけですね、市として。ですから、今回例えばこれで変わりました。4月からこれになります。今のお話ですと、8月まではこれで行って、また9月で変わっていく。実際にアクションプランのところを見通したときに、このアクションプランが例えば来年になるのか、それとも今これでやったから、しばらく3年4年、だいたい今まで東久留米市というのは4年を周期に保育料の見直しとかをやってきましたから、それに合わせて4年後というのだったらまだしもわかるのですが、それが今年変えました、来年アクションプランでまた変えますよというのであれば混乱を招くだけではないかな。そういう部分で、今回の話と別といえば別かもしれませんが、利用者側からすると全然別じゃないですよ、保育利用料に関しては。そういうところで、またその先に消費税10%になったときにはどうなるのかとか。いろいろな部分を見通したときに、やはりまずは現行どおりで行って、それでいろいろなアクションプランとか、そういう部分も見ていきながら、どういうふうにとどの時期にやっていくのかとか、そこを慎重にやったほうがよいのではないかな。

実際に保育利用料のパブコメの意見に関しても、市のほうではお答えしていますよね。利用料については、「保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります」となっていますが、適正な利用者の負担のあり方って、まだそこまで論議はできていないと思います。実際に今まで東久留米市の保育料の決め方に関しては、保育料だけに関して1年間ぐらいかけて決めてきた経過がありますし、そういう部分では、確かに何回か前に市長が来て諮問も受けましたけども、でもちょっとこれは急すぎるのではないかなという部分が感じられます。

ですので、1案、2案を出して、これでどちらかといえば、2案のほうがある意味市のほうではなるだけ差額が出ないように考えていただいているのかもしれませんが、やはりいろいろな自治体の取組だとか、今後のいろいろな部分を見通したときに、今この1案か2案かという話ではなくて、現行どおりでできないものかという部分の案も入れていただきたいと思います。

・事務局

事務局としては今回の1案、2案という案を子ども・子育て会議のほうで提案するにあたりまして、まず前提として私ども、この1案、2案がある意味現行どおり、ただし子ども・子育て支援の新制度が始まる前に法的対応であるとか、先ほど言ったと

おり1号が住民税を保育料の判定根拠としていますので、そういうところの整合性をとるために、今回1案と2案をお示しさせていただいているということで、今〇〇委員が言われた現行どおりとはまたちょっと違うという話かもしれないですけど、事務局としては、これが子ども・子育て支援新制度に移行するにあたりまして住民税を使ったときの現行どおりの保育料の案ということでご提示させていただいている経緯がございます。なぜそういう形になるかといいますと、前回の会議でもお話しさせていただいたとおり、1案につきましては236件で差が80万8,500円、2案につきましては差が2万900円といった中で、236件でそのぐらいの差が生じるといった結果の中で1案と2案は現行どおりで、かつ法が始まるにあたって対応しなければならないものを加味した案ということでご提示させていただいている経緯がございます。また一方、子ども・子育て支援の新制度におきます適正な利用者負担のあり方につきましては、今後、次回以降にまたご検討をいただくということで、そういう意味からしますれば、今回のこの1案、2案については保育料の値上げとか、そういうことを鑑みての案提示ではなく、あくまでも現行をベースとして新制度に対応する必要がある事項を盛り込んだ案提示ということでご理解を賜ればありがたいかと思います。

・副会長

たしかに値上がりしてしまう人もいるのかなとは思うのですが、例えば今まで家庭福祉員に預けていた方がいくらかご存じかわかりませんが、一律だったのですね。秋に、前に私が預かっていたお子さんの親が傍聴席にいらして、あとで声を掛けられました。その方は、「ここはすごくいいのだけれど、やはり保育料が安いところがいいのよね」と言って保育園に移られて、そのあとで2人も産んでいらっしゃるから、1人育てれば大丈夫だったのだろうなと思ったりするのですが、本当に一律でした。実際ひとり親の方なんかもいて3万7,000円を払うのはきついだろうなと言って、こういうことを市役所の前で言うてはいけないかもしれませんが、「あなたのところは今は無理でしょうから」と安くしていたこともあったり、月賦で払いたいと言っていたお母さんたちもいましたので、そういうことでは私たちはありがたいと思っています。

それから、あとは幼稚園に行っている親がとても大変だなと感じています。特に重なって幼稚園に行っている方たちが「どうやってお金を払おうかしら、でも働きに行きたいけど、子どもとられるのはしばらくだから、頑張りたいたいけど」と言っていた方にとっては、この1号認定者の負担額が変わることはとてもありがたいことなんだなと思っています。たくさん払えるということは本当はいいことなんですけどね、難しいと思いますが。

・委員

利用料のご提示いただいた金額の内容とか、1案、2案についてはではないですが、先ほどから〇〇委員も事務局もお話しされているとおり、市民税になると4月から8月が前年度、9月以降は当該年度、そこでまたこれが変わるのですね。2号認定認可保育所に行っているお子さんや3号認定のお子さん、保育料の徴収は市でされてい

る。今後もそのような予定のはずなんですが、認定こども園だけは、そこは全部自前で保育料の徴収を行うということで、今までは1号認定に当たる幼稚園部分のお子さんについては一律同じ金額を徴収して、それに対して市民税において6月頃補助金額が決まり、就園奨励費と保護者補助金を秋以降いただくということで、そちらの事務は市役所でやってくださっていたのです。ところが、新制度になると4月から8月までの1号認定についても、もちろん所得に応じてこのような補助をもらってということになります。この中には就園奨励費が入っていますので、新制度に行ったところの保護者の方に就園奨励費が下りないという現状があって、事業所のほう、つまり認定こども園のほうは1号認定のお子さんにおいても、この徴収額がこれだけ。たかだか5段階かもしれませんが、今は全部一律なので。家計の急変その他に応じて、また変わっていく部分があって、そして年に2回確定的に変わらなければならない。2号認定のお子さんについては、これだけの階層を抱えて、それで全部それを徴収しなければならない。先ほど事務局からお話が出ていたとおり、2号から1号に変わることも、そういうご家庭もある。1号から今度2号に、認定さえ受ければ変わる。そうすると、その徴収に関してすごい、あり得ないほどの事務負担がかかるということは、この会議で内容を知っている私がお話をして、そしてこの会議で話した内容が議事録として市民の方の目に留まらない限り、とてもこういうお話は出てこない。そこら辺が、つまりお母さんたちが働いていたけれども働くのを辞めたら、保育園の場合は3月になったらどこかへ移らなければならない。移らなければならないことがないような、そういう理想的な形でいながら、保育園の方も認定こども園に移っていいはずなんですが、絶対的に移らないのは、多くはこの徴収に関する大きな理由の1つになっていると思うので、ちょっと保護者の方にはいい部分もあるけれども、認定こども園にとってはこれだけのたくさんの階層の徴収を。それだけの事務費が乗っていないはずなので非常に大きな負担になるということは、やはりここでぜひとも皆さんに知っておいていただきたいと思って、お話をさせていただきます。

・事務局

今、〇〇委員がおっしゃられたとおり、まず今回子ども・子育て支援の新制度における特定教育保育施設でありますとか地域型保育の給付施設につきましては、まず大前提は施設で利用料金を徴収していただくという形で、認定こども園については、例えば幼稚園型認定こども園であれば1号と2号がいらっしゃる。2号の保育料については今回もご提案させていただいている1案か2案の階層の料金を施設側で徴収していただくという形になります。また、家庭福祉員でありますとか小規模保育施設につきましては、原則3号の施設になりますので3号の保育料、同じようにこういったD16階層までの階層に応じた保育料を家庭福祉員あるいは小規模保育施設のほうで徴収していただくといった事務負担が生じることになります。一方、認可保育園につきましては、児童福祉法で言います市町村の保育実施義務の保育を委託という形でやっていますので、徴収自体は市が行うという形の中で整理されたところです。

したがって、まとめますと、認定こども園でありますとか家庭福祉員、小規模保育施設については、2号・3号については、今回お認めいただければお示しさせて

いただいている1案、2案の階層に基づいて保育料を施設側で徴収していただく。認可保育園につきましては、市のほうで利用者のほうから徴収するという形の整理になるのかなと思うところです。

一方、今まで家庭福祉員、先ほど副会長からもお話がありましたし、〇〇委員のほうからも、どちらかというとい一律で保育料を設定し、それを徴収してきた歴史があります。そういう中で、今回からそういう階層に応じた保育料を徴収していただく手間ということは、事務負担は生じるだろうと考えています。そういう中、私どもとしては今までやってきた、認可保育園の保育料を徴収してきた歴史もありますし、一定程度のノウハウもありますので、その辺は連携しながらうまく伝えていければ、いろいろな相談に乗ればなと思っていますところです。

・会長

今、今回だいぶ制度が変わることによって保育料の徴収が、認可保育所は役所のほうで徴収してくれる。その料金についてもさまざまな違いが出てくるということで、その辺のところ、保育園側はどのように理解するかということが1つの大事なポイントになってくると思います。国の制度としては所得税から住民税に変わったことよってのメリット・デメリットはあります。いろいろなことを含めて総合的にどのように判断するかということを、この場で親自身が確認せざるを得ないということですので、その点も含めて発言をお願いします。

・委員

この標準の保育料のことではなく、先ほど来出ている2号・3号認定のお子さんのコアタイム、8時間の短時間保育と、それから長時間保育、延長保育料については市のほうが徴収するのでしょうか、認可保育所とか。それとも、これについては保育園のほうで徴収されるのでしょうか。認定こども園は今までどおり、何でも自分たちで徴収しなければならないので、今の現行どおりだと思うのですが、どのようなお考えでしょうか。

・事務局

認可保育園におきます延長保育料ですが、公設公営の保育園が今市内に6園あります。また、公設民営の園が3園あります。どちらも延長保育料について市側が徴収しています。一方、民設民営の、私立の保育園については延長保育料の設定も私立園のほうでしていただき、徴収のほうも私立園のほうでしていただく形になります。

・委員

今後も。

・事務局

今後もです。今まで、11時間開所を超える部分、今だいたい6時を超える部分が延長保育料として設定があり、その保育料については今言ったとおりの中でやってき

ています。〇〇委員のおっしゃられる、今後、保育短時間については原則的な保育時間を超えるものについては保育料が徴収できますので、それにつきましても公設公営、公設民営については、うちのほうでその保育料がいくらになるのか設定し徴収していく。民設民営については、民設民営のほうで検討していただき、その保育短時間の保育料も徴収していただく形になります。

・委員

保育短時間のご家庭の延長料金については、公立以外は事業所のほうで決めて、そして事業所のほうで徴収する。今までの18時以降よりも人数的には非常に増えるのですよね、想像するに。出入りの教材業者なんかは、そういうことのために何かタイムカードみたいなものとかチケットみたいなものとか、いろいろ考えている保育園があると聞いたのですが。人数は想定すると、今までの延長料金の取扱いよりも増えるのですよね。まだそこまでは、1月31日まででしたっけ、申込みは。

・事務局

人数的に増えるかどうかといえば、今まで取っていない部分を取るのも単純に考えても、どのぐらい増えるかは別としても増えるのだろうと思っています。ただし、市としては今、入所申請、併せまして認定事務をやっていますが、やはり保育短時間の認定にあたってはいろいろなことを加味しながら、毎日保育短時間の延長保育料が発生するようなことがないように、今現在検討しているところでもありますので、増えるか増えないかといえば、保育短時間の延長保育は今まで取っていないので、その数は増えるのですけど、大幅には増えないような配慮はしていく必要があるだろうなと考えているところです。

・委員

そもそもなんですけど、今日のこの議題で決めなければならないことは保育料そのものの内容、一番気になる場所なんですけど、その部分なのか、国に準拠した形で徴収する市民税をベースとしたところで1案、2案、場合によってわからないけど3案とか、そちらのほうの基本的なことを決めるのか。時間もありませんけども、ちょっとそこだけ事務局のほうで改めて、先ほど話がありましたけど。

・会長

説明をお願いします。

・事務局

ただいまの〇〇委員からのお話でございますけれども、事務局としましては、前回の会議からお示しさせていただきました、保育料に関わる新制度に伴う自治体として行わなければならないと考えている、市民税所得割を算定ベースとした判定の1案もしくは2案、この2つの案の中で選んでいただきたいという前提で案を提示したところでございます。

・会長

どうですか。基本的には新しい制度が法律的にも、あるいは規則的にも決まってきたので、それに従わざるを得ないということは前提としてありますね。問題となるのは、市が考えたそれに基づく保育料の徴収の額として1案と2案が提示されているわけですね。そういう理解でよろしいですか。それで、1案と2案の中で市がかなりいろいろ考慮した案が2案というふうに考えてよろしいですか。その辺のところについては皆さんに意見を伺って、それでもダメだという議論になるのか。やはり今全体の制度の動きの中で、国の基本的な所得税から住民税と変わった中で、市が考慮した、今回だったら2案で行かざるを得ないのかどうなのかというあたりを、きちんと意見を出していただければよろしいかと思います。どうでしょうか。

・委員

いろいろお聞きした中で、アクションプランは実際どのように考えられているのか。要は、例えば僕としては、連合会のほうとしては、先ほど現行どおりとおっしゃいましたけれども、僕らが言う現行どおりというのは、そのとおり値上げもない値下げもない、このままでいく、現行どおりがあくまでも私たちの考える現行どおりであって、そちらの市の考える現行どおり、考え方で、これはわかるのですが、それとは違うわけです。どうしても考えなければいけないとなったときに、気にかかるのは、この保育料の案で行ったときに例えば、先ほど話しましたが墨田区などは5年間かけて検討していくとか、先がちゃんとわかるわけです、見通しとして。そういうところで、今回やりました。それが、東久留米市の今までのやり方で言うと向こう4年間はまずこれで行きますよ。それで、4年間の間で、例えばこのアクションプランとか、あるいは消費税10%とかそういうところを見通してまた検討していきます。ただ、それは今までやってきたみたいに、また保育の利用者の代表だとかいろいろな学識者を交えて、そういった形でやってほしいと思いますけども、そういう部分があるのかどうか。今回はこれでやりますよということだけではなくて、向こう何年間のことを見通して、さらには消費税10%が待ち構えている。そういうところを見通したところで、これで行きますよという、そこが見えないので。ただこれでやりますよということだけではなくて、そこをお聞きしたかったのです、アクションプランのことを出したのは。

・事務局

まず、冒頭から〇〇委員もおっしゃっているように、この会議ではアクションプランの内容は、これはちょっと議題からかなりそれてしまいますので、その部分は言及はしません。ただし、今、繰り返し事務局が申し上げているように、今回のご提案をしている内容というのは、改めて確認をさせてもらえれば、再三申し上げているように、いわゆる税体系の関係ですよね。今まで所得税であったものを市民税所得割に変えるという、その趣旨はもともとの1号・2号・3号の全体の中で根拠となる税体系が違っていたので、そこをまずは統一化させることが、これは利用者の公平の視点であるとか、また事業者の立場、また行政の立場も含めて、そこらがバラバラになっているよりは統一化されたことがやはりあり方としては望ましいという、こういう考え

方のもとに国からまた各自治体へと。そして、今、〇〇委員からは23区の例もありましたけれども、先ほど事務局は、26市の中で1市以外は今のところはすべてこの考え方に基づいて取組を進めていく状況であるということをお願いしているわけですね。ですから、今私ども市側の、あるいは皆様、この会議に提案した立場としては今申し上げたようなところでご理解をいただければと思っているところです。

・委員

あくまでも市のほうとしては1案か2案という提案ということで、ただ繰り返しの発言になるのですが、やはり市民のほうとしてはアクションプランというものが頭にありますから、これを念頭に置いて説明とか、そういうことはしていただきたい。今回の保育料に関しては説明会とかそういうものは行う予定はないというお話でしたが、ただやはり何で所得税から市民税になったのか、そういう説明がここでは示されていませんし、そういう部分はやはり丁寧にやっていくべきではないか。さっきの事業計画に関してもそうですけども、そこは一番払うという部分では利用者が一番身にかかる部分なので、そこは丁寧にするべきではないかと思います。

今回これを、このあと1案か2案かを決めるとは思いますが、決めたあとで、今度ここでいろいろ気にかかってくるのが、さっき〇〇委員さんもおっしゃっていたみたいに保育の標準時間の場合の保育料、短時間の場合の保育料、それはここに出ていますけども、これを延長利用した場合はどうなるのか。先ほど公立とか公設民営の場合のお話はしていましたが、実際に今、公立保育園に関しては6時から7時までが延長保育になっていますが、6時から6時半は市のほうの独自の加算でそこは取っていませんよね。そこが今回新制度になった場合はどうなるのか。それが短時間の人たちの場合はどうなるのかという部分は、ここに触れられていません。例えばの話、これはほかの自治体でも出ていますけども、民間保育園なんかではお泊まり保育とかやっていると。そういう場合に短時間保育を利用している方の場合は、その分が延長料金として取られるのか。遠足に関してもそうだと思います。必ずしも8時間保育で帰ってこなければいけない保育制度になってくるのか。いわゆる保育利用料の設定によって保育内容にも響いてくるのか。そういう細かいところとか、いろいろ聞きたいことがあると思います。でも、先ほど〇〇委員も言っていたみたいに、それは今議論するものではないと思いますが、やはりそういう部分で気になることとかあるので、何らかの丁寧な説明なり、そういう部分はとても必要だと思いますので、そこは市のほうとしてしっかりと考えていただきたいと思います。

・事務局

今、〇〇委員からもご指摘がありましたが、保育短時間の延長保育料についてはこの会議ではなく、あくまでもそこにつきましてはいわゆる11時間保育とかそういうところを超えるものなので、特別保育事業になりますので、この場でご検討いただくというよりは、市側や各施設が検討し利用者の方々に周知していく形になると思うところです。そこにつきましては丁寧にやっていこうと考えているところです。

・委員

市としては標準の保育時間というのを定めたのでしたっけ、何時から何時というのは短時間に関しても、これはもう決まっているのではしたか。

・事務局

そこについてはまだ正式に決定はしていないので周知はしていないところです。ただし、今まで11時間保育を朝7時から夕方6時までやってきたので、それがベースとなつての8時間設定になるかと思っているところです。

・委員

その短時間の8時間はどこからスタートかで本当に気になる方がいっぱいいらっしゃると思うので、とにかくこの保育料の決め方、どちらにするかを決めた上ではそういういろいろな質問とか疑念とかそういう部分が出てくると思うので、そこはしっかりと想定して、説明会を行う予定はないと言っていました、やはりぜひやるべきではないかと思しますので、ご検討をよろしくお願いします。

・会長

短時間と長時間と申しましょか、11時間保育との関係では、今は7時から7時のところと、延長は6時から7時までの分と、それから7時15分から始めて7時15分に終わるところ、それから6時15分から7時15分まではいわゆる長時間というふうに、今までずっとやってきて、その辺は変わりますか。基本的な考え方は変わらないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

・事務局

保育料からどんどん離れていってしまうので、どこまで詳しく話をすればいいのかというのは難しいところがあるのですが。実際に今、説明会というお話もありましたけど、私どもとしては、この保育短時間の延長保育のベースとなる原則的な保育時間をどういうふうに設定したかも含めて、会というよりはさまざまな機会を通じて丁寧に周知はしてまいろうと考えているところです。

・会長

保育時間については、そういう考え方で事務方としてはいるということで、今日の主要な議題である、制度に乗っかって決めた場合の保育料の第1案、第2案というあたりについて、もう一回意見を伺いますけども、いかがですか。意見がだいたい出尽くしたというふうに理解してよろしいですか。

・委員

1案、2案、これでいくのですけども、このパブリックコメントの中でも例えば19ページの86のところでも②で「認可への移行措置として保育料の助成を実現して下さい」という、恐らく認可外保育所に対しての助成の要望だと思うのですが、これに

対しての市の回答として、「認可外保育施設保護者助成金については、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります」。ですから、このあと何回かあるこの子ども・子育て会議の中で、この助成金に関しても今後話し合いはされるということですか。その中で話し合いをしていく。要は、ですから、この利用料の中に認可に入れない人もいっぱいいるわけですよ。そういう人たちはそういう人たちで高いままで終わるのかということで、いや、そういう助成があるんだという、またそういう部分もくつついてくるとわかりやすいのか。そういう形で東久留米市はいくらか考えてくれるんだとか、ちょっと前向きになっているんだとか。

今はたしかに1案か2案か話しているだけですけども、そういう背景もある中でこれをどう考えるのかもセットになっていると思うので、その部分については、今まではそれは別ですよ、柱から外れていますよというお答えだったのが、今回この中でそういうふうに市が回答していますので、今後の会議の中でまずそれがいいのかどうかの確認の上で、僕は1案か2案かというところに臨みたいんですけど。

・会長

16ページの⑥のところで、これの事務局が説明した内容の点ですね。認可外ですか。この辺についていかがですか。16ですね、19ですか。16ページとおっしゃったでしょう。

・委員

僕は19ページの86の②のところに対しての回答として、市が②で「認可外保育施設の保護者助成金については」と書いているので。

・事務局

先ほどから事務局でご回答させていただいていますことの繰り返しになってしまうところがあるんですけども、まず今回の1案、2案は事務局としては現行どおりなんですね。現行どおりという意味からしますれば、今現在、認可外保育施設の保護者助成金というのは実現できていないので、それはこの1案、2案では加味するべきものではないと思っているところです。一方、先ほど来申しましており、今後、子ども・子育て支援の新制度における適正な利用者負担のあり方をご検討いただくにあたりまして、保育料の適正なあり方と併せてご検討いただこうとは考えているところはありますが、あくまでも今回1案、2案を決めていただくにあたっての前提条件というのかな、あくまでもこれは今の保育料を新制度に適用させた場合の、現行どおりをベースとしての案になっていますので、認可外保育施設の保護者助成金についてもそこは加味するべきものではないだろうと考えているところです。

・会長

今の説明、いかがですか。

・委員

腑に落ちないですが、いいです。

・会長

それでは保育料に関して、先ほど申しましたように意見が出尽くしておりますので、一応第2案ということですか、1案、決まってないですか。その点は挙手でやりますか。挙手でやるのか。それとも、市がいろいろ工夫して現行のものをそのまま国が制度を変えたものに適用した場合、第2案ということがちゃんと説明があったと思えますけれども、それでよろしいのか。あるいは挙手で1案か2案を決めるのか。どちらにしましょうか。

・委員

意見聴取だけですか、この会議で決めるのは。意見を出尽くしたから。どちらかを決めるという権限は、この地方版子ども・子育て会議にはないと私は認識しております。

・会長

事務方から説明をお願いします。

・事務局

これまでそういう決を採る場面というのがあまりなかったということもあるかと思いますが、この子ども・子育て会議、東久留米の条例によりますと、もともと子ども・子育て支援法で定められている合議制の機関というところでの努力義務で設置された機関でありますので、そういうことも想定された規定がございます。規定からしますと、決を採るということもあり得ますし、同数の場合は会長の決するところとするという条文が入っているところでございます。

・会長

もしも決を採らないで皆さんで、どうですか、ここで確認したいのですけれども。どちらがどうでしょうか。

・委員

値上げをするつもりではないということであれば、可能な限り、現行に近いほうの案を選ばれるのが適正だと思われます。

・会長

その点ではよろしいですか。はい、その制度に乗っかって市の考え方を変えないで、なおかつ制度が変わったものに適用すると、この案でいくという、そういう考え方になると思いますが、よろしいですか、それで。

・委員

ただ、発言されていない方とかいろいろいらっしゃるので、やはり挙手を採るべきではないか、と。今までの東久留米市の保育料の検討会でも、そこに関しては挙手でやってきましたから。

・会長

はい、それでよろしいですね。それでは、第1案の方、挙手をお願いします。第2案。では、第2案で圧倒的に確認されたと思いますので、これで、よろしいですか。

・委員

すいません、利用料は、この1号認定については国基準（案）となっていますが、ほかに市のほうから何か、この2号・3号については市利用者負担額と国基準との比較ということで、今、合議制ということで挙手で決まりましたが、1号認定についてはそういうものが全く示されていないので選びようがないということで国基準どおりというご提案ということなのでしょうか。

・会長

それでよろしいですか。そういうことだそうです。では、1号認定でもそれでよろしいですね。そういうことで、この場では確認したということにさせていただきたいと思います。それでは、この1号認定を含めて、保育料、利用料については、これで確認されましたので、これも市長から諮問を受けていますので、そのことについてまた説明をよろしいですか。

・事務局

そうしましたら、今決議いただきました次第の新制度の保育料につきましては、1号認定につきましては資料92-2をイメージとした答申案、そして2号・3号認定につきましては資料91-2の第2案、こちらを基本に答申として今回取りまとめたこととなりますので、これを受けて、先ほどの事業計画の答申と同様、会長、副会長と調整しながら市長に、この子ども・子育て会議としての答申をさせていただく予定になっております。同じく、答申予定日や答申されたものにつきましては、この子ども・子育て会議の委員の方にはご報告を随時させていただきたいと考えております。

・委員

すいません、ちょっと確認です。先ほどから〇〇委員から、また利用料についての適正な設定についてというお話が出ましたが、これは今までは社会福祉審議会で決めていた内容ですが、今後はこの子ども・子育て会議ですべての就学前施設についての利用料について決めていくという、検討していくという理解でよろしいのでしょうか。

・事務局

そのとおりでございます。東久留米市の子ども・子育て会議条例の中に保育料につきまして、こちらの会議で審議する事項ということで規定されていますので、そのような形になります。

・委員

もう1つ質問です。先ほどのパブリックコメントの19ページの85のところ「小規模保育や家庭的保育では8時間しか預けられないと聞きました」というふうに書かれているのですが、これに対する回答がいまいまいわからないような回答しか出ていないのですが、これは新制度において初めて始まる、小規模保育というのは新制度において初めて実施されるものだと思うのですが、どのようなふうになっているのでしょうか。

・事務局

まず、家庭福祉員につきましては、今もそうなのですが、家庭福祉員お1人で補助員の方と一緒にやっている施設なので原則的には8時間の方が使われる施設と考えているところです。あとは小規模保育施設の中でも、いわゆるC型といわれる家庭福祉員の共同実施型をベースとした小規模保育事業所はやはり根本となるところは家庭福祉員なので、そこについても原則的には8時間のサービスを提供する施設になると考えているところです。一方、A型とかB型につきましては認証保育所等が移行することを想定していますので、こちらについては認証保育所が今13時間開所をやっていますので、そういう意味からすれば8時間というよりは11時間開所の施設になってくる方向性であろうと思っているところです。

ですので、まとめますと、家庭福祉員については原則8時間、小規模のC型も原則8時間、A型・B型については11時間という形のサービス提供がなされるのではないかと。ただ、C型もいろいろな体制によっては11時間提供できないこともないだろうと思っているところです。C型は原則8時間だけど、AとBは11時間ですね。

・委員

11時間を上限とするのですか。

・事務局

上限というよりは11時間開所の施設、認可保育所と一緒にですね。それを超えるものについては延長保育での対応の形になると考えているところです。

・会長

よろしいですか。

・委員

はい。

4. その他

- ・会長

それでは、次第の4「その他」に移らせていただきます。ご説明をお願いいたします。

- ・事務局

本日、次第には「その他」とございますが、現時点におきまして「その他」の議題はございません。

- ・委員

すいません、今、答申のほうで2案が決定したというところで、先ほど8月と9月で税金のあれを、今はいいのですけども、どういうふうに、再三〇〇委員をはじめ皆さんから話があったように市民の方に告知をちゃんとするのかを少し念頭に置いて、方法論ですね、やっていただければと思います。

- ・会長

よろしいでしょうか。では、事務方のほうでよろしく申し上げます。それでは、次回についてご説明をお願いします。

- ・事務局

それでは最後に、次回についての審議内容および日程について確認をさせていただきたいと思います。次回の審議内容につきましては、以前の9月の会議でお示しさせていただいたスケジュール案どおりですけども、保育料についてということで、先ほどからお話が出ております新制度におけます適正な負担のあり方ということで議題とさせていただき予定となっております。また、日程につきましては2つの案がございます、2月25日の水曜日、それから2月26日の木曜日、この2日のうち会長や副会長を調整させていただきながら、また早いうちに委員の方にはご連絡をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

- ・会長

今ご説明がございましたように、次回については2月25日、2月26日、水木、このどちらかで一応検討したいということですので、皆様のご協力をよろしく願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

- ・委員

すいません、パブコメの回答にあったように、学童の保育料もこのどちらかで検討ということなのですか。それは、2月か3月かはまだわからないのですか。

- ・事務局

そうですね、9月にお示しさせていただいたスケジュール自体が今年度の部分まで止まっておりますので、また次回以降お示しできる部分であればお示ししていくこ

とを考慮しておりますが、この保育料につきましては、例えば来年度の4月以降にも継続して議題として、学童も含めて、以前からお話しさせていただいているように新制度におけます適正な保育料のあり方と、先ほどお話が出た認可外助成、そちらのほうと学童保育所の保育料、本体の部分、こちらにつきましてご審議等いただくということをご想定しております。

・委員

それは、2月のところから、それとも1個ずつ、いっぺんに。

・事務局

今後何を議論いただくのかということから始まって、資料等を提示させていただくように考えております。

・委員

まず、2月は、準備も必要だしと思って、一応学童関係なのと思ったのですが、どのぐらいの目処で。

・事務局

すいません、その保育料についての次第の中の、いわゆる保育料と認可外助成と学童保育の詳細について今のところまだ決まったものがあるのではないですが、そういったことを全体の流れとしてわかるようなスケジュールも含めてご提示をさせていただければと考えております。

・委員

でも、2月からはそのつもりで、とりあえずはいいということですね。わかりました。

・会長

2月の会議については今後のことを少し具体的な説明をしていただけるということによろしいですね。わかりました。それによろしいでしょうか。

5. 閉会

・会長

今日は、大事な事業計画と保育料の制度が変わったことについて最終的に確認いただきましたので誠にありがとうございました。議長の不手際でなかなかうまく進んできませんけれども、とりあえず市長からの諮問については確認ができたので、これで我々の役割が果たせたと思っておりますので、今日はありがとうございました。これで今回の議事についてはすべて終了しましたので閉会といたします。どうもありがとうございました。

以 上